公益社団法人日本口腔インプラント学会 会員管理システム構築業務委託の公示

公益社団法人日本口腔インプラント学会における会員管理システム構築業務受託者(以下「受託者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画提案書及び業務委託にかかる費用の見積書(封書で封印。以下「見積書」という。)を提出願います。

令和6年1月16日

公益社団法人日本口腔インプラント学会 理事長 細川隆



1. 事業概要

(1) 事業名

公益社団法人日本口腔インプラント学会会員管理システム構築業務委託

(2) 委託業務の目的

インプラント歯科専門医(仮称)制度を導入するにあたり、円滑な業務運営を行うため現会員システムの構築業務を委託するものである。

(3) 提案依頼概要

別添「会員管理システム構築契約に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

2. 参加資格

本件における参加者は、以下についての条件を満たすとともに、そのことを証明するものとする。

- (1) 次に該当しない者であること。
 - ア. 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に掲げる者
 - ウ. 次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する者で、その事実のあった後2年を経過 しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に会議の運営を粗雑にし、人員・物品の投入を削減して 不正行為をした者
 - (イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ)上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者 を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (キ) (ア) から(カ) に類する行為を行った者
 - エ. 参加資格若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載を し、又は重要な事実について記載しなかった者
- (2)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 直近過去3年間のうち良好な経営実績が1年以上あること。
- (4) 委託する業務の全部を他の業者に再委託することがないこと。
- (5) 会員管理システム構築業務委託を受託するにあたり、十分な体制整備が整えられてい

ること

- (6) 過去において同等の受託実績を有すること。
- (7) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- 3. 委託業務契約期間

当該システム構築業務終了までとする。

- 4. 業者の選定等
- (1) 参加申込があった者のうち参加資格がないと認められた者は、参加することができない。
- (2) 企画提案書評価委員会 企画提案書の評価は、本学会執行部で構成される評価委員会にて実施する。
- (3) 決定方法

企画提案書の内容については、参加業者によるプレゼンテーションを実施し、評価者 による企画内容の評価を行ったうえで点数化し、最も高い業者を落札者とする。

- (4) 企画提案書を特定するための評価基準
 - ①参加者の能力・・・事業規模、経営状況、同種又は類似業務の実績
 - ②企画提案内容・・・業務委託企画提案、業務の簡素化に向けた企画提案、利便性、創造性、適格性及び実現性に向けた企画提案
 - ③運営管理体制等・・受託業務組織体制及び責任者の明確化
 - ④その他の提案・・・その他参加者が重要と思われる企画提案

5. 手続等

(1) 担当及び問い合わせ先

公益社団法人日本口腔インプラント学会

本部事務局 日向野隆司 電話 03-5765-5510

〒108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル8階メールアドレス jsoi@peace.ocn.ne.jp

- (2)仕様書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 令和6年1月16日(火)から令和6年2月14日(水)まで (ただし、土曜、日曜、祝日は除く。)
 - ② 交付場所 本部事務局 (03-5765-5510)
- (3) 企画提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和6年2月14日(水)17時00分まで
 - ② 提出場所及び方法 「(1)」に同じ(持参又は郵送)
- (4) 提出部数押印したもの1部
- (5) 企画提案書のプレゼンテーション
 - ① 日 時 令和6年2月15日(木)
 - ② 場 所 WEB開催
- (6) 開札日及び落札者への通知

日 時 プレゼンテーション終了日の翌日に通知する。

6. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画提案書は無効
- (2) 契約書作成の要否・・・・・要
- (3) 関連情報を入手するための窓口・・・・上記「5. (1)」に同じ
- (4) 詳細は、仕様書による。